

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施要領

平成23年4月1日22林政経第225号
平成24年4月6日23林政経第314号
平成24年11月30日24林政経第222号
平成25年2月26日24林政経第253号
平成25年5月16日25林政経第100号
平成26年2月7日25林政経第358号
平成26年4月1日25林政経第374号
平成27年2月3日26林政経第235号
平成27年4月9日26林政経第255号
林野庁長官通知
【最終改正】
平成28年4月1日27林政経第314号

第1 趣旨

林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表事業の種類の欄の3の項事業内容の欄の1に定める「緑の雇用」現場技能者育成推進事業については、実施要綱及び「緑の雇用」現場技能者育成推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22林政経第224号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この通知によるものとする。

第2 事業内容等

I 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

施業の集約化と路網の整備、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムにより、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給につなげていくためには、専門的かつ高度な知識・技術・技能等を有し、間伐等の森林整備を効率的に行える現場技能者を確保・育成することが必要である。

このため、新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策（以下「緑の雇用事業」という。）として、新規就業者の確保・育成と現場管理責任者等へのキャリアアップのための研修等を実施する。

1 事業実施主体

緑の雇用事業の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容及び事業実施

(1) 事業内容

ア 研修生の募集のための就業ガイダンス等

林業就業希望者に対する林業就業に関する情報の提供並びに緑の雇用事業の研修を受ける者の円滑かつ公正な募集等を行うための就業相談会の開催及び広

報活動を実施する。

イ トライアル雇用

(ア) 事業内容

林業事業体による林業就業希望者の林業への適性・能力等の見極めや林業の作業実態や就労条件等に関する林業就業希望者の理解を得ることにより、林業就業に対する林業事業体と就業希望者の双方の不安を解消させるため、次の事業を実施する。

a 研修の実施

林業への就業希望者を3か月程度短期雇用し、林業に必要な作業を体験させるための実地研修（以下「トライアル雇用」という。）を実施する。

b トライアル雇用実施計画書の作成

(a) 事業実施主体は、トライアル雇用を行い、助成を受けようとする林業事業体に対し、実地研修に関する実施計画書（以下「トライアル雇用実施計画書」という。）を作成させるものとする。

(b) トライアル雇用実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ① 林業事業体の名称及び住所
- ② 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）に基づく「労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下「改善計画」という。）の都道府県知事による認定番号
- ③ 研修生の労働条件
- ④ 研修の内容
- ⑤ 研修生の氏名、性別、年齢、林業就業経験年数
- ⑥ 実地研修予定地
- ⑦ 研修生の指導体制
- ⑧ 予定する助成額の見積もり
- ⑨ その他事業実施主体が必要と認める事項

c トライアル雇用実施計画書の審査等

(a) トライアル雇用実施計画書の審査

事業実施主体は、トライアル雇用実施計画書の審査に当たって、審査基準を定めるものとし、その基準に従ってトライアル雇用実施計画書を審査するものとする。

(b) 審査結果の報告

事業実施主体は、トライアル雇用実施計画書の審査結果を林野庁長官に報告するものとする。

(c) 承認通知書の交付

事業実施主体は、審査の結果、適当と認めるトライアル雇用実施計画書を作成した林業事業体（以下「トライアル雇用助成事業体」という。）に対し、承認通知書を交付するものとする。

また、事業実施主体が、本承認通知書を交付する場合には、当該実施

計画書に基づく研修に対し交付を予定する助成金の額及び助成金交付の条件を付すものとする。

(d) トライアル雇用実施計画書の変更

事業実施主体は、承認通知書を交付した林業事業体にトライアル雇用実施計画書に研修生数の増減、事業費の増加、その他事業実施主体が定める事項について変更が生じた場合には、当該実施計画書の変更を行わせるものとする。

(e) トライアル雇用の中止

事業実施主体は、トライアル雇用助成事業体がトライアル雇用による実地研修を中止する場合には、トライアル雇用中止届を提出させなければならない。

(イ) 資格等

a 研修生の資格

トライアル雇用者は、別表1の研修生の要件の項のトライアル雇用の欄に掲げる要件をすべて満たす者とする。

b 林業事業体の資格

トライアル雇用に係る助成を受ける林業事業体は、別表1の林業事業体の要件の項のトライアル雇用の欄に掲げる要件をすべて満たす林業事業体とする。

(ウ) トライアル雇用に対する助成

事業実施主体は、トライアル雇用助成事業体がトライアル雇用実施計画書に基づき行ったトライアル雇用に対し、別表2の経費を助成するものとする。

a 助成対象の実地研修

トライアル雇用の助成対象となる実地研修は、事業実施主体が別に定める資格・経験を有する者を指導員として選任し、林業に必要な作業をトライアル雇用実施計画書に基づいて実施するものとする。

b 助成対象の作業種

実地研修の助成対象となる作業種は、事業実施主体が別に定める。

c 研修場所

定めない。

d 実地研修の助成期間

トライアル雇用の助成期間は、トライアル雇用者の雇用契約期間に応じたものとし、月額助成にあつては3か月、日額助成にあつては60日を上限とする。

e 助成額の総額

林業事業体ごとの助成額の総額は、予算の範囲内において、事業実施主体が定めるものとする。

f 研修内容等の記録等

事業実施主体は、トライアル雇用助成事業体に対し、研修生及び指導員の氏名、研修場所、作業内容、指導内容、トライアル雇用に要した経費の内容等を適正に記録させ、備え付けさせるものとする。

(エ) トライアル雇用実績報告書の作成

a トライアル雇用実績報告書の提出

事業実施主体は、トライアル雇用助成事業体の実績報告書（以下「トライアル雇用実績報告書」という。）を提出させるものとする。

b トライアル雇用実績報告書の記載事項

トライアル雇用実績報告書の記載事項については、(ア)のbの(b)の規定を準用する。

この場合、「実地研修予定地」とあるのは「実地研修実施箇所」と、「予定する助成額の見積もり」とあるのは「助成を請求する金額」と読み替えるものとする。

ウ 新規就業者育成対策

(ア) 事業内容

新たに雇用した林業就業者等（以下「新規就業者等」という。）に対し、安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術・技能等を習得させるため、次の事業を実施する。

a 研修の実施

(a) 集合研修

事業実施主体は、緑の雇用事業において作成した集合研修カリキュラムのうち林業作業士（フォレストワーカー）研修カリキュラムを基本として、新規就業者等に基本的な知識・技術・技能等を習得させるための座学、実習及び実地研修への講師派遣等による研修を実施する。

(b) 実地研修

林業事業体は、新規就業者等に対し、知識・技術・技能等の習熟を図るため、各事業体における通常作業等を通じた研修を実施する。

(c) 研修の区分

① 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）

集合研修及び実地研修を新たに林業事業体に雇用された者等を対象として実施する。このほか、必要に応じて、年度後期にも研修を開始することができるものとする。

② 林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）

集合研修及び実地研修を林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）の修了者等を対象として実施する。

③ 林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目）

集合研修及び実地研修を林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）の修了者等を対象として実施する。

④ 指導員能力向上研修

トライアル雇用及び林業作業士（フォレストワーカー）研修の実地研修の指導員となる者を対象として、その指導能力向上のための集合研修を実施する。

⑤ 集合研修指導者育成研修

林業作業士（フォレストワーカー）研修の集合研修の指導者（講師）となる者を対象として、その指導能力向上のための集合研修を実施す

る。

b 林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書の作成

(a) 事業実施主体は、林業作業士（フォレストワーカー）研修の現地研修を行い助成を受けようとする林業事業体に対し、現地研修に関する実施計画書（以下「林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書」という。）を作成させるものとする。

(b) 林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書の事項は、イの（ア）のbの（b）の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用」とあるのは「林業作業士（フォレストワーカー）研修」と読み替えるものとする。

c 林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書の審査等

林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書の審査、審査結果の報告、承認通知書の交付、林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書の変更及び林業作業士（フォレストワーカー）研修の中止については、イの（ア）のcの規定を準用するとともに、林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書の審査については、林業事業体の多様な育成スタイルに配慮するものとする。

この場合、「トライアル雇用」とあるのは「林業作業士（フォレストワーカー）研修」と読み替えるものとする。

(イ) 資格等

a 研修生の資格

林業作業士（フォレストワーカー）研修生は、別表1の研修生の要件の項の林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）の欄、林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）の欄及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目）の欄にそれぞれ掲げる要件をすべて満たす者とする。

b 林業作業士（フォレストワーカー）研修の林業事業体の資格

林業作業士（フォレストワーカー）研修に係る助成を受ける林業事業体は、林業事業体の要件の項の林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）の欄、林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）の欄及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目）の欄にそれぞれ掲げる要件をすべて満たす者とする。

(ウ) 研修場所等

林業作業士（フォレストワーカー）研修の研修場所等は、次のとおりとする。

a 集合研修

事業実施主体が指定する施設又は研修地において実施する。

b 現地研修

(a) 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）

① 育成研修

国有林野、公有林野、財産区、旧慣使用林野、森林整備法人が所有する森林及び分収林、地方公共団体との協定等に基づき公的に保全・

整備される森林やその他これらの森林と一体的に施業が行われる私有林等の森林において、作業の対価等収益が見込まれない場合に実施するものとする。

ただし、森林所有者等の協定等により育成研修のための事業地であることが確認できるものに限る。

② 実践研修

定めない。

(b) 林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）

定めない。

(c) 林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目）

定めない。

(エ) 実地研修に対する助成

事業実施主体は、林業作業士（フォレストワーカー）研修の実地研修に対する助成及び実績報告の作成については、イの（ウ）及び（エ）の規定を準用する（ただし、イのdの実地研修の助成期間の規定を除く。）。

この場合、「トライアル雇用」とあるのは、「林業作業士（フォレストワーカー）研修」と読み替えるものとする。

また、林業作業士（フォレストワーカー）研修のうち実地研修の助成期間の上限は、次のとおりとする。

a 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）

月額助成にあっては8か月、日額助成にあっては140日（うち育成研修は8日を上限とする。）

b 林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）

月額助成にあっては9か月、日額助成にあっては160日

c 林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目）

月額助成にあっては9か月、日額助成にあっては160日

エ キャリアアップ対策

(ア) 事業内容

担当する現場の効率的な運営又は現場の統括管理のために必要な知識・技術・技能等を習得を図り、林業就業者のキャリア形成を支援するため、次の事業を実施する。

a 研修の実施

事業実施主体は、ブロック等を単位とし、森林・林業に関する知識・技術・技能等を習得させるための次の研修を実施するものとする。

(1) 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修

現場管理を行う者等を対象として、担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能等の習得を図るための集合研修を実施する。

(2) 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修

統括現場管理を行う者等を対象として、複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能等の習得を図るための集合研修を実施す

る。

- b 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書の作成
 - (a) 事業実施主体は、現場管理責任者（フォレストリーダー）研修及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修（以下「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等」という。）に参加し、助成を受けようとする林業事業体に対し、参加申請書（以下「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書」という。）を作成させるものとする。
 - (b) 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等研修参加申請書の記載事項は、イの（ア）のbの（b）の規定を準用する（ただし、⑥及び⑦を除く。）。

この場合、「トライアル雇用実施計画書」とあるのは「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書」と読み替えるものとする。

- c 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書の審査等
現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書の審査、審査結果の報告、承認通知書の交付、現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書の変更及び現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等の参加中止については、イの（ア）のcの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用」とあるのは「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等」と、「トライアル雇用実施計画書」とあるのは「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書」と、「トライアル雇用による実地研修」とあるのは「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等への参加」と読み替えるものとする。

(イ) 資格等

a 研修生の資格

現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等の研修生は、別表1の研修生の要件の項の現場管理責任者（フォレストリーダー）研修の欄及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修の欄にそれぞれ掲げる要件をすべて満たす者とする。

b 林業事業体の資格

現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等に係る助成を受ける林業事業体は、別表1の林業事業体の項の現場管理責任者（フォレストリーダー）研修の欄及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修の欄にそれぞれ掲げる要件をすべて満たす事業体とする。

(ウ) 研修参加に対する助成

事業実施主体は、現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等助成事業体の現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書に基づく研修参加に対し、別表2の6の経費を助成するものとする。

(エ) 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等実績報告書の作成

a 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等実績報告書の提出

事業実施主体は、現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等助成事業体の実績報告書（以下「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等

実績報告書」という。)を提出させるものとする。

- b 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等実績報告書の記載事項
現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等実績報告書の記載事項については、イの（ア）のbの（b）の規定を準用する（ただし、⑥及び⑦を除く。）。

この場合、「トライアル雇用実施計画書」とあるのは「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書」と、「予定する助成額の見積もり」とあるのは「助成を請求する金額」と読み替えるものとする。

オ 安全指導等

事業実施主体は、林業労働災害の防止及び緑の雇用事業の実地研修の安全な実施を図るため、林業事業体への安全巡回指導、林業事業体の自主的取組の促進及び安全な器具機材の開発・改良を行うものとする。

（ア）林業事業体への安全巡回指導

事業実施主体は、労働災害が多発する作業等への具体的な対策を策定するとともに、緑の雇用事業における実地研修の安全な実施を図るための安全巡回指導及び労働災害防止計画の目標達成を図るための重大災害等が発生した林業事業体等への特別安全指導をそれぞれ実施するものとする。

（イ）林業事業体の自主的取組の促進

事業実施主体は、労働安全や経営の専門家、林業中央団体等で構成する強化対策推進チームを設置し、労働災害防止の強化対策の策定及びその普及・定着を図るための林業事業体への指導・情報発信等を行うものとする。

（ウ）安全な器具機材の開発・改良

事業実施主体は、林業における労働災害防止に資するため、林業で使用する安全で使い易い作業器具等の開発・改良を行うものとする。

また、事業実施主体は、成果品の報告書を作成の上、林野庁長官に10部提出するものとする。

カ 事業推進委員会

事業実施主体は、緑の雇用事業の効果的かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり、事業推進委員会を設置するものとする。

（ア）委員会の設置

事業推進委員会は、事業実施主体に設置するものとする。

（イ）委員の構成

事業推進委員会は、外部有識者等により構成するものとする。

（ウ）委員会に付議する事項

- a 事業実施計画及び事業実績に関する事項
- b 実施計画書の審査基準の制定に関する事項
- c 改善措置意見に関する事項
- d 研修カリキュラムに関する事項
- e 安全指導に関する事項
- f その他緑の雇用事業の実施に関する事項

(エ) 専門委員会の設置

事業実施主体は、緑の雇用事業の実施に関して専門的な知見に基づく助言が必要な事項を審議するために、事業推進委員会に専門委員会を設置することができるものとする。

キ 林業事業体に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、緑の雇用事業の適正かつ計画的・効率的な実施を図るため、林業事業体に対する事業説明会の開催等を通じた事業内容の説明、実施計画書の作成及び実績報告等に関する指導並びに実地研修の実施状況等に関する監督・検査を実施するものとする。

ク 改善措置意見

(ア) 改善措置意見の通知

事業実施主体は、緑の雇用事業に関係する法令・規定等の遵守、研修の安全確保及び研修生の林業への定着について、改善を要する状況にあると認められる場合には、トライアル雇用助成事業体、林業作業士（フォレストワーカー）研修助成事業体及び現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等助成事業体（以下「助成事業体」という。）に対し、改善措置意見を通知し、これを公表できるものとする。

(イ) 改善方針の作成

前項の規定により、改善措置意見を通知された助成事業体は、事業実施主体に対し、当該意見に対する改善の方針（以下「改善方針」という。）を提出しなければならないものとする。

(ウ) 改善方針の承認

事業実施主体は、前項の規定により提出された改善方針を審査し、改善措置意見に対する十分な改善が図られ、再発のおそれが低いと認められる場合には、承認通知書を交付するものとし、これ以外の場合は、研修を停止させるものとする。

(エ) 都道府県の意見

事業実施主体は、改善措置意見を発出した場合には、その写しを当該助成事業体の改善計画を認定した都道府県知事に送付するものとする。

都道府県知事は、前項の規定により事業実施主体が行う改善方針の審査に当たって、事業実施主体に対し意見を提出できるものとし、事業実施主体は当該意見を尊重し、審査を行うものとする。

ケ 能力評価システム等の導入支援

(ア) 事業内容

事業実施主体は、林業事業体による能力評価システム等の導入（林業就業者等の能力に応じたキャリアアップ・システム等を導入することにより安定的な雇用を継続することのできる体制を整備するものをいう。以下同じ。）を推進するため、次の事業を実施する。

a 能力評価システム等の導入支援の実施

能力評価システム等の導入を希望する林業事業体に対し指導・助言を実施するものとする。また、当該林業事業体について、労務管理、財務、法律等に関する外部の専門家の指導・助言等を受けて行う能力評価システム等の導入に対し、支援を実施するものとする。

b 能力評価システム等導入計画書の作成

(a) 能力評価システム等の導入支援を受けようとする林業事業体に対し、能力評価システム等導入に関する実施計画書（以下「能力評価システム等導入実施計画書」という。）を作成させるものとする。

(b) 能力評価システム等導入実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ① 林業事業体の名称及び住所
- ② 労確法に基づく改善計画の都道府県知事による認定番号
- ③ 林業事業体の設立年月日、営業年数
- ④ 林業事業体の役職員数、社会・労働保険等への加入状況
- ⑤ 林業事業体の資本装備（林業機械保有台数等）
- ⑥ 能力評価システム等の現状及び導入を予定する内容
- ⑦ 予定する助成額の見積り
- ⑧ その他事業実施主体が必要と認める事項

c 能力評価システム等導入実施計画書の審査等

(a) 能力評価システム等導入実施計画書の審査

能力評価システム等導入実施計画書の審査に当たって、審査基準を定めるものとし、その基準に従って能力評価システム等導入実施計画書を審査するものとする。

(b) 審査結果の報告

能力評価システム等導入実施計画書の審査結果を林野庁長官に報告するものとする。

(c) 承認通知書の交付

審査の結果、適当と認める能力評価システム等導入実施計画書を作成した林業事業体（以下「能力評価システム等導入助成事業体」という。）に対し、承認通知書を交付するものとする。

また、本承認通知書を交付する場合には、能力評価システム等導入実施計画書に基づく能力評価システム等の導入に対し交付を予定する助成金の額及び助成金交付の条件を付すものとする。

(d) 能力評価システム等導入実施計画書の変更

承認通知書を交付した林業事業体が能力評価システム等導入実施計画書に記載した事業費の増加、その他事業実施主体が定める事項について変更が生じた場合には、能力評価システム等導入実施計画書の変更を行わせるものとする。

(e) 能力評価システム等の導入支援の中止

能力評価システム等導入助成事業体が能力評価システム等の導入を中止する場合には、能力評価システム等導入中止届を提出させなければならない。

(イ) 林業事業体の資格

能力評価システム等の導入支援に係る助成を受ける林業事業体は、別表1の林業事業体の要件の項の能力評価システム等導入の欄に掲げる要件を全て満たす林業事業体とする。

(ウ) 能力評価システム等の導入に対する助成

事業実施主体は、能力評価システム等導入助成事業体が能力評価システム等導入実施計画書に基づき行った能力評価システム等の導入に対し、別表2の経費を助成するものとする。

a 助成対象

助成対象となる内容は、事業実施主体が別に定める。

b 助成額の総額

林業事業体ごとの助成額の総額は、予算の範囲内において、事業実施主体が定めるものとする。

c 助成対象内容等の記録等

事業実施主体は、能力評価システム等導入助成事業体に対し、会議等を行った場所、内容、要した経費の内容等を適正に記録させ、備え付けさせるものとする。

(エ) 能力評価システム等導入実績報告書の作成

a 能力評価システム等導入実績報告書の提出

事業実施主体は、能力評価システム等導入助成事業体の実績報告書（以下「能力評価システム等導入実績報告書」という。）を提出させるものとする。

b 能力評価システム等導入実績報告書の記載事項

能力評価システム等導入実績報告書の記載事項については、(ア)のbの(b)の規定を準用する。この場合、「能力評価システム等の現状及び導入を予定する内容」は「能力評価システム等の導入の内容」と、「予定する助成額の見積り」とあるのは「助成を請求する金額」と読み替えるものとする。

(オ) 林業事業体に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、事業の適正かつ計画的・効率的な実施を図るため、林業事業体に対する実施計画書の作成及び実績報告等に関する指導並びに事業の実施状況等に関する監督・検査を実施するものとする。

(カ) 能力評価システム等の導入に関する普及・啓発等

事業実施主体は、能力評価システム等の導入の普及・啓発等に努めるものとする。

(2) 事業の実施

ア 業務の委託

事業実施主体は、地方における緑の雇用事業の円滑かつ効率的な実施等第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関及びその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

イ 定着状況の調査

事業実施主体は、「林業担い手育成確保対策事業の実施について」に基づき実施した緑の雇用担い手育成対策事業の研修生、緑の雇用担い手対策事業（以下「旧緑の雇用事業」という。）の基本研修生及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）の研修生の定着状況を調査し、当年度6月末までに林野庁長官に報告するものとする。

なお、調査内容は当年度4月1日時点における就業状況とする。

ウ 都道府県との連携確保

（ア）研修実施計画書及び研修実績報告書の都道府県への届出

事業実施主体は、トライアル雇用実施計画書、林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書、現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書、能力評価システム等導入実施計画書、トライアル雇用実績報告書、林業作業士（フォレストワーカー）研修実績報告書、現場管理責任者（フォレストリーダー）等参加報告書及び能力評価システム等導入実績報告書の写しを都道府県知事に届け出るものとする。

（イ）都道府県の意見

都道府県知事は、トライアル雇用実施計画書、林業作業士（フォレストワーカー）研修実施計画書、現場管理責任者（フォレストリーダー）研修等参加申請書及び能力評価システム等導入実施計画書について、事業実施主体に意見を提出することができるものとし、事業実施主体は、その意見を尊重し、当該計画の審査を行うものとする。

エ 研修修了者の登録申請のとりまとめ

事業実施主体は、林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目）、現場管理責任者（フォレストリーダー）研修及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修の修了者から、研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）に基づき研修修了者名簿への登録申請があった場合には、研修修了者の確認を行った上で、林野庁長官に報告するとともに、研修修了者名簿登録証等が発行された場合は、本人にこれを配布するものとする。

3 助成金の交付等

（1）内規の作成

事業実施主体は、林業事業者が行う助成金の交付申請手続きその他の事業実施に必要な事項を定めた内規を作成するものとし、当該内規に基づき助成金の交付を行うものとする。

なお、事業実施主体は、内規を作成した場合には、林野庁長官に協議するもの

とする。

(2) 助成金の返還等

事業実施主体は、次の場合においては、助成金の一部又は全部を返還させ、或いは助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

なお、助成金の返還に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく手続等により行うものとする。

ア 実施計画書に即した取組が行われていないと認められる場合

イ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき

ウ 本通知、助成金の交付条件及び事業実施主体が定める規定に違反したとき

(3) 助成金等の併給防止

ア 事業実施主体は、緑の雇用事業による助成金の支給に関し、厚生労働省の実施するトライアル雇用奨励金及び緊急雇用創出事業による助成金・奨励金との併給とならないよう、都道府県労働局等との連絡・調整を行うものとする。

また、平成27年度補正予算により実施する緑の雇用事業による助成金との併給とならないようにしなければならない。平成27年度補正予算により実施する緑の雇用事業による助成を受けた研修生が、平成28年度当初予算により実施する緑の雇用事業による助成を受ける場合は、2の(1)のイの(ウ)のd及び2の(1)のウの(エ)に規定する助成期間に平成27年度補正予算により実施する緑の雇用事業による助成期間を含めるものとする。

なお、林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）の後期開始により助成を受けた研修生が、翌年度に継続して林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）の助成を受ける場合は、2の(1)のイの(ウ)のd及び2の(1)のウの(エ)に規定する助成期間に前年度の助成期間を含めるものとする。

イ アのほか、事業実施主体は、緑の雇用事業と同一の事由をもって、国から助成される各種助成金等と緑の雇用事業による助成金が併給とならないようにするものとする。

4 事業の実施期間

平成28年度から平成32年度までとする。

II 林業労働安全推進対策

林業は、多様な自然環境の中で危険な作業を行う業種であり、労働災害発生率は全産業の中で最も高く、新規就業者の確保・育成、現場技能者の定着を図る上で大きな障害となっている。

林業分野における労働安全を向上させるためには、就業者に対する技術習得は勿論のこと、林業事業体の経営層が安全に対して強い意志を持ち、自主的な安全活動に取り組むことが重要である。

このため、林業労働安全推進対策として、林業の知識を有する労働安全の専門家を養成し、地域における林業事業体の安全指導能力の向上を図るとともに、業界全体に

安全の意識啓発を行う。

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容及び事業実施

(1) 事業内容

事業実施主体は、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第81条第1項に規定する労働安全コンサルタントの中から、研修等の実施により、林業事業体の安全についての診断や指導等を担える林業の知識を有する労働安全の専門家(以下「林業労働安全指導者」という。)を養成し、その活動を通じて地域の林業事業体の安全の指導能力を向上させるとともに、業界全体に安全意識の啓発を図るため、次の事業を実施する。

ア 林業労働安全指導者養成事業

(ア) 林業労働安全指導者の募集

事業実施主体は、林業労働安全指導者(全国で100人程度)をそれぞれの地域における林業事業体数に応じて網羅的に配置することとし、このうち平成28年度については、50人程度の労働安全コンサルタントを募集するものとする。

(イ) 林業労働安全指導者養成研修の実施

事業実施主体は、(ア)で募集する労働安全コンサルタントに対し、林業の知識を付与するため、集合研修を実施するものとする。

なお、集合研修は、林業機械化センター(群馬県沼田市)で実施することとし、研修内容等の詳細については、関係機関との調整により決定するものとする。

イ 林業労働安全活動促進事業

(ア) 林業労働安全指導者の活用による安全活動の実施

事業実施主体は、林業事業体の意識改革や地域の安全指導能力の向上を図るため、林業労働安全指導者に次の安全活動を委託し、実施するものとする。

a 林業事業体に対する安全診断の実施等

それぞれの地域において効果的な安全指導が行われるよう、林業事業体の安全診断を標本的に実施するとともに、その結果を別紙様式第1号により整理させるものとする。

また、安全診断によって得られた地域の実情を踏まえ、安全指導方針を作成させるものとする。

なお、安全診断の実施に当たり、事業体の選定及び連絡調整業務は、事業実施主体が行うものとする。

b 既存の安全指導體制に対する指導

事業体の安全担当者等の既存の安全指導體制への教育等を実施させるものとする。

なお、実施に当たり、連絡調整業務は事業実施主体が行うものとする。

(イ) 林業労働安全指導者に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、(ア)の安全活動の適正な実施に向け、林業労働安全指導者に対する指導及び実施状況に関する監督・検査を実施するものとする。

(ウ) 林業労働安全に係る指導方針書の作成

事業実施主体は、(ア)のaの安全診断結果及び安全指導方針を各地域の林業労働安全指導者から収集し、林業労働安全に係る指導方針書としてとりまとめ、国に報告するとともに、林業労働安全指導者等と共有するものとする。

なお、指導方針書のとりまとめに当たっては、情報の保護に努め、林業労働安全指導者以外の個人又は法人が特定されることのないよう留意するものとする。

ウ 林業労働災害撲滅推進事業

(ア) 林業労働災害撲滅キャンペーン推進活動

事業実施主体は、業界全体に安全意識の啓発を図るとともに林業事業者の本事業への協力を求めるため、ポスター等による周知を実施するものとする。

(イ) 林業労働災害撲滅キャンペーン

事業実施主体は、林業労働災害の撲滅に向け、地域の行政機関等の協力の下、ブロックを単位として現地調査や意見交換会等の取組を実施するものとする。

(2) 事業の実施

ア 業務の委託

事業実施主体は、地方における本事業の円滑かつ効率的な実施等第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター又は林業関係団体等に委託することができる。

イ 企画会議の開催

事業実施主体は、本事業の効果的かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり、企画会議を開催するものとする。

(ア) 企画会議の参加者

会議開催に当たっては、必要に応じて外部有識者を参加させるものとする。

(イ) 企画会議において議題とする事項

- ① 林業労働安全指導者の養成研修に関する事項
- ② 林業労働災害撲滅キャンペーンに関する事項
- ③ その他林業労働安全推進事業の実施に必要な事項

ウ 林業労働安全指導者名簿の作成

事業実施主体は、林業事業者の自主的な労働安全活動に資するため林業労働安全指導者名簿を作成するとともに、必要に応じて林業事業者等に情報提供するものとする。

3 内規の作成

事業実施主体は、次の事項についての内規を作成するものとし、この通知によるものに加えて当該内規に基づき事業を実行するものとする。

なお、事業実施主体は、作成した内規を林野庁長官に協議するものとする。

内規を作成する事項

- ① 林業労働安全指導者の養成に関する事項
- ② 林業労働安全活動の促進に関する事項
- ③ その他必要な事項

4 事業の実施期間

平成27年度から平成31年度までとする。

第3 事業計画書及び実施報告書の作成

実施要綱の第4の(1)に定める事業計画書の作成及び承認等については、交付要綱の第4第1項に定める申請書をもってこれに代えるものとする。

また、実施要綱の第8に定める実施状況等の報告は、交付要綱の第13第1項に定める実績報告書をもってこれに代えるものとする。

第4 知的財産権の取扱い

- I 事業実施主体は、事業の実施により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権)の出願等の状況を林野庁長官に報告するものとする。
- II Iの報告は、補助事業を開始した年度の最初の日から5年以内に、本事業に基づく知的財産権を出願し若しくは取得した場合又はこれを譲渡し若しくは実施権を設定した場合に、当該出願等を行った年度の末日から30日以内に別紙様式第2号により行うものとする。
- III 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- IV 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、事業実施主体は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

第5 国の助成

- I 国は、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の効果的实施を図るため指導監督を行うものとし、実施要綱第6に規定する国の助成措置に係る補助対象経費は別表3のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法は別表2及び別表4のとおりとする。

る。

II 林野庁長官は、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めるものとする。

III 事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、別紙様式第3号により林野庁長官に提出することとする。

第6 その他

I 成果の取扱い

事業実施主体は、林野庁長官が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

また、事業実施主体は、事業実施期間終了後においても、当事業の成果及び実績等について、林野庁長官から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

II 経過措置

1 次の通知は廃止するものとする。ただし、この要領の施行後も、この通知に基づいて平成22年度まで実施された事業に係る報告及び国庫への返還については、なお従前の例によることとする。

(1) 「林業担い手育成確保対策事業の実施について」（平成10年4月8日付け10林野組第70号林野庁長官通知）

(2) 「吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業実施要領」（平成18年3月29日付け17林整研第965号林野庁長官通知）

(3) 「林業経営者育成確保事業実施要領」（平成22年3月31日付け21林整研第845号林野庁長官通知）

2 平成28年4月1日付け27林政経第314号林野庁長官通知による改正前の本実施要領（以下「旧要領」という。）に基づき実施された高校生等に対する林業経営・就業体験等に係る報告書等の作成については、なお従前の例による。

附則（平成27年4月9日26林政経第255号）

1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。

2 平成27年4月9日付け26林政経第255号林野庁長官通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則（平成28年4月1日27林政経第314号）

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

別表1 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策に係る研修生及び林業事業体の要件

| 研修の種類 | 研修生の要件 | 林業事業体の要件 |
|-------------------------|--|--|
| トライアル雇用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、林業労働力確保支援センター、学校等公的な機関を通じる等労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であること 2 本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢であること 3 林業就業に必要な健康状態の者であること 4 林業就業経験が通算1年未満の者であること 5 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること | <ol style="list-style-type: none"> 1 労確法に基づいて都道府県知事が改善計画を認定した事業主（以下「認定事業主」という。）であること 2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業事業体であること 3 実地研修に必要な事業地、機材、指導員等を確保できる林業事業体であること 4 改善措置意見を付されている林業事業体（旧緑の雇用事業において、改善通知を付されている林業事業体を含む。）については、当該意見に対する改善が図られている林業事業体であること 5 その他事業実施主体が定める採択基準を満たすものであること |
| 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目） | <ol style="list-style-type: none"> 1 ハローワーク、林業労働力確保支援センター、学校等公的な機関を通じる等労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であること又はトライアル雇用等から引き続き採用される者であること 2 本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢であること 3 林業就業に必要な健康状態の者であること 4 林業就業経験が通算2年未満の者であること 5 当該年度を通じた就業を予定している者であること 6 林業就業支援講習の講習修了者等林業就業に対する意識が明確な者 7 その他事業実施主体が定める採 | 同上 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| | 採基準を満たす者であること | |
| 林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目） | <ol style="list-style-type: none"> 1 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）を修了している者であること ただし、旧緑の雇用事業の基本研修を修了し、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者である場合にはフォレストワーカー研修（1年目）を修了している者とみなすことができる 2 本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢の者であること 3 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）を修了後の年数が、原則として3年以上経過していない者であること 4 その他事業実施主体が定める採基準を満たす者であること | 同上 |
| 林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目） | <ol style="list-style-type: none"> 1 林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）を修了している者であること ただし、旧緑の雇用事業の基本研修及び技術高度化研修を修了し、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者である場合には林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目）を修了している者とみなすことができる 2 本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢の者であること 3 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目）を修了後の年数が、原則として4年以上経過していない者であること 4 その他事業実施主体が定める採基準を満たす者であること | 同上 |
| 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修 | <ol style="list-style-type: none"> 1 林業の就業経験が通算5年以上の者であり、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者であること | <ol style="list-style-type: none"> 1 認定事業主であること 2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業事業体であること |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| | <p>ること</p> <p>2 現場管理を行う者又は現場管理を行う見込みのある者であること</p> <p>3 本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢の者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p> | <p>こと</p> <p>3 改善措置意見を付されている林業事業体（旧緑の雇用事業において、改善通知を付されている林業事業体を含む。）については、当該意見に対する改善が図られている林業事業体であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たすものであること</p> |
| <p>統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修</p> | <p>1 林業の就業経験が通算10年以上の者であり、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者であること</p> <p>2 統括現場管理を行う者又は統括現場管理を行う見込みのある者であること</p> <p>3 本事業の研修修了後、5年以上就業できる年齢の者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p> | <p>同上</p> |
| <p>能力評価システム等の導入</p> | | <p>1 認定事業主であること</p> <p>2 その他事業実施主体が定める採択基準を満たすものであること</p> |

別表2 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策に係る実地研修助成経費

1 トライアル雇用の助成対象経費

| 助成対象事項 | 助成の内容 |
|---------|---|
| 技術習得推進費 | 研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額を助成する。 ただし、支給の対象となった月に事業体が研修生に対して支給した賃金の額を上回らないものとする。 また、助成する期間は、3ヶ月を上限とする。 |
| 労災保険料 | 技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。 |
| 指導費 | 研修計画の作成、研修生等への指導及び研修実績の管理・評価（以下「研修指導等」という。）を行うための経費として、認定事業主（研修生及び指導員が個別に配置され、かつ、改善計画において個別に雇用管理者が選任されている事業所（以下「対象事業所」という。）が複数ある場合には、対象事業所を認定事業主とみなすことができる）当たり日額を助成するものとする。 ただし、研修生が事業実施主体の定める助成対象の作業種をおこない、かつ、指導員が研修指導等を実施したことが研修記録簿及び指導員の出勤簿等により確認できる日を助成対象とする。 また、助成する日数は、60日を上限とする。 |
| 資材費 | 林業事業体が研修等に使用する資材等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業事業体が負担する経費を助成する。 |
| 雇用促進支援費 | 林業事業体が支給する住宅手当の経費として、トライアル雇業者が借家を住居としている場合に限り、事業実施主体が定める1月当たりの額を上限に林業事業体が支給した額を助成する。 |

2 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目：育成研修、実践研修共通）の助成対象経費

| 助成対象事項 | 助成の内容 |
|---------|--|
| 技術習得推進費 | 研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額を助成する。 ただし、支給の対象となった月に事業体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。 また、助成する期間は、8ヶ月を上限とする。 |
| 労災保険料 | 技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。 |
| 研修準備費 | 林業事業体が研修等に使用する林業用の機械用具等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業事業体が負担する経費を助成する。 |
| 資材費 | 林業事業体が研修等に使用する資材等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業事業体が負担する経費を助成する。 |

| | |
|---------|--|
| | ただし、トライアル雇用から引き続き雇用される者については、助成の対象にならないものとする。 |
| 安全向上対策費 | 林業事業体が研修等に使用する最先端の安全装備等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業事業体が負担する経費を助成する。 |
| 研修業務管理費 | 事業実施主体が行う監督・検査及び安全指導への立会並びに調査に対する報告等研修業務の管理に必要な経費として、事業実施主体が定める額を助成する。 |
| 雇用促進支援費 | 林業事業体が支給する住宅手当の経費として、フォレストワーカー研修（1年目）研修生が借家を住居としている場合に限り、住宅手当として、事業実施主体が定める1月当たりの額を上限に林業事業体が支給した額を助成する。 |
| 就業環境整備費 | 林業退職金共済制度等への加入を必須とし、林業退職金共済制度等掛金、雇用保険及び厚生年金等社会保険料の事業主負担分として、事業実施主体が定める1月当たりの額を上限に1人の研修生について林業事業体が負担した額を助成する。 |
| 研修環境整備費 | 林業事業体が女性を雇用して研修を行うための必要な現場環境整備の経費として、事業実施主体が定める1月当たりの額を上限に女性研修生を雇用している林業事業体が負担した額を助成する。 |

3 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目：育成研修）の実施に係る経費

| 助成対象事項 | 助成の内容 |
|--------|--|
| 指導費 | <p>研修指導等を行うための経費として、認定事業主（研修生及び指導員が個別に配置され、かつ、対象事業所が複数ある場合には、対象事業所を認定事業主とみなすことができる）当たり日額を助成するものとする。</p> <p>ただし、研修生が事業実施主体の定める助成対象の作業種をおこない、かつ、指導員を研修現場に配置し研修指導等を実施したことが研修記録簿、指導員の出勤簿及び現場写真等により確認できる日を助成対象とする（ただし、研修時間が4時間以下の場合を除く。）。</p> <p>また、助成する日数は、8日を上限とする。</p> |
| 機械等経費 | <p>研修に必要な機械の損料に対し、機械等助成単価表に掲げる1日当たりの経費を助成するものとする。</p> <p>ただし、研修生が事業実施主体の定める助成対象の作業種を行い、かつ、当該機械を研修現場に配置し研修に使用したことが研修記録簿及び現場写真等により確認できる日を助成対象とする（ただし、研修時間が4時間以下の場合を除く。）。</p> |

4 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目：実践研修）の実施に係る経費

| 助成対象事項 | 助成の内容 |
|--------|---|
| 指導費 | <p>研修指導等を行うための経費として、認定事業主（研修生及び指導員が個別に配置され、かつ、対象事業所が複数ある場合には、対象事業所を認定事業主とみなすことができる。また、3名以上の研修生に対し、複数名の指導員を配置して研修を行う認定事業主は、2の認定事業主とみなすことができる。）当たり日額を助成するものとする。</p> <p>ただし、研修生が事業実施主体の定める助成対象の作業種をおこない、かつ、指導員が研修指導等を実施したことが研修記録簿及び指導員の出勤簿等により確認できる日を助成対象とする。</p> <p>また、助成する日数は、140日（育成研修を含む）を上限とする。</p> |

5 林業作業士（フォレストワーカー）研修（2、3年目）の実施に係る経費

| 助成対象事項 | 助成の内容 |
|---------|--|
| 技術習得推進費 | <p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に事業体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> <p>また、助成する期間は、9ヶ月を上限とする。</p> |
| 労災保険料 | 技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。 |
| 安全向上対策費 | 林業事業体が研修等に使用する最先端の安全装備等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業事業体が負担する経費を助成する。 |
| 指導費 | <p>研修指導等を行うための経費として、認定事業主（研修生及び指導員が個別に配置され、かつ、対象事業所が複数ある場合には、対象事業所を認定事業主とみなすことができる）当たり日額を助成するものとする。</p> <p>ただし、研修生が事業実施主体の定める助成対象の作業種をおこない、かつ、指導員が研修指導等を実施したことが研修記録簿及び指導員の出勤簿等により確認できる日を助成対象とする。</p> <p>また、助成する日数は、160日を上限とする。</p> |
| 研修業務管理費 | 事業実施主体が行う監督・検査及び安全指導への立会並びに調査に対する報告等研修業務の管理に必要な経費として、事業実施主体が定める額を助成する。 |
| 就業環境整備費 | 林業退職金共済制度等への加入を必須とし、林業退職金共済制度等掛金、雇用保険及び厚生年金等社会保険料の事業主負担分として、事業実施主体が定める1月当たりの額を上限に1人の研修生について林業事業体が負担した額を助成する。 |
| 研修環境整備費 | 林業事業体が女性を雇用して研修を行うための必要な現場環境整備の経費として、事業実施主体が定める1月当たりの額を上限に女性研修生を雇用している林業事業体が負担した額を助成する。 |

6 キャリアアップ対策の助成対象経費

| 助成対象事項 | 助成の内容 |
|---------|--|
| 技術習得推進費 | 研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの額を助成する。 ただし、支給の対象となった月に事業体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。 |
| 旅費 | 事業体が研修に研修生を参加させるために要した旅費について、事業実施主体が定める額を上限に事業体が負担した額を助成する。 |

7 能力評価システム等の導入

| 助成対象事項 | 助成の内容 |
|-------------------|---|
| 能力評価システム等 導入経費 | 林業事業体が、能力評価システム等の導入経費として、事業実施主体が定める額を上限に林業事業体が負担した額を助成する。 |

別表3 補助対象経費

I 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

| 区 分 | 補助率 | 補助対象経費 |
|--|-----|--|
| 1 研修生の募集のための就業ガイダンス等 | 定額 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、その他 |
| 2 トライアル雇用 | | 技術習得推進費、労災保険料、指導費、資材費、雇用促進支援費 |
| 3 新規就業者育成対策 (1) 集合研修 (2) 実地研修 ① 林業作業士（フォレストワーカー）研修（1年目） ② 林業作業士（フォレストワーカー）研修（2年目） ③ 林業作業士（フォレストワーカー）研修（3年目） | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、原稿料、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、講習費、その他 技術習得推進費、労災保険料、研修準備費、資材費、安全向上対策費、研修業務管理費、雇用促進支援費、就業環境整備費、指導費、機械等経費、研修環境整備費 技術習得推進費、労災保険料、安全向上対策費、指導費、研修業務管理費、就業環境整備費、研修環境整備費 |
| 4 キャリアアップ対策 | | 技術習得推進費、旅費、技術者給、賃金、謝金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、原稿料、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、講習費、その他 |

| | |
|----------------------|--|
| 5 安全指導等 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、原稿料、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、その他 |
| 6 事業推進 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、その他 |
| 7 林業事業体に対する指導及び監督・検査 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、その他 |
| 8 能力評価システム等導入支援 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、原稿料、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他 |

II 林業労働安全推進対策

| 区 分 | 補助率 | 補助対象経費 |
|-----------------|-----|--|
| 1 林業労働安全指導者養成事業 | 定額 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、保険料、その他 |
| 2 林業労働安全活動促進事業 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他 |
| 3 林業労働災害撲滅推進事業 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料及び賃借料、その他 |

別表4 補助対象経費の範囲及び算定方法

I 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

| 補助対象経費 | 範囲及び算定方法 |
|--------|---|
| 技術者給 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p> |
| 賃金 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。</p> |
| 謝金 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。</p> <p>なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p> |
| 旅費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、就業相談、研修の実施、監督・指導・検査、講師派遣、打合せ、会議等の実施に伴う旅行に必要な経費とする。</p> |
| 消耗品費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の経費とする。</p> |
| 燃料費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う研修等に使用する機械の燃料購入に必要な経費とする。</p> |
| 印刷製本費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる文書、ポスター、パンフレット等の印刷製本の経費とする。</p> |
| 光熱水費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない）。</p> |
| 通信運搬費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費とする（通常の団体運営に伴って発生</p> |

| | |
|----------|---|
| | する事務所の経費は含まれない。) |
| 広告料 | 事業を実施するために必要となるマスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とする。 |
| 原稿料 | 事業を実施するために追加的に必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。 |
| 委託料 | 本事業の補助の目的である事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、研修の実施、監督・指導・検査、取りまとめ等）を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。 なお、委託料の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。 |
| 使用料及び賃借料 | 事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。) |
| 資料購入費 | 事業を実施するために追加的に必要となる専門誌、書籍等の購入に必要な経費とする。 |
| 教材費 | 事業を実施するために追加的に必要となる教材等の作成・購入に必要な経費とする。 |
| 講習費 | 事業を実施するために追加的に必要となる安全教育、技能講習等の受講に必要な経費とする。 |
| 資機材整備費 | 事業を実施するために追加的に必要な資機材の整備に係る経費とする。 |
| 保険料 | 体験活動等において、様々な事故による傷害や賠償責任などを補償するため、当該活動に参加する者が保険に加入するために必要な経費とする。 ただし、保険期間は、活動等開催日の午前0時から当該活動等終了日の午後12時までの間のうち、行事に参加するために所定の場所に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ主催者の管理・監督下にある場合に限るものとする。 |
| その他 | 事業を実施するために追加的に必要となる雇用に伴う社会保険料の事業主負担分の経費（「賃金」、「技術者給」を除く。）、交通費（勤務地内を移動する場合の電車代等「旅費」で支給されない経費）など、ほかの費目に該当しない経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。) |

II 林業労働安全推進対策

| 補助対象経費 | 範囲及び算定方法 |
|--------|---|
| 技術者給 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p> |
| 賃金 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。</p> |
| 謝金 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。</p> <p>なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p> |
| 旅費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、就業相談、研修の実施、監督・指導・検査、講師派遣、打合せ、会議等の実施に伴う旅行に必要な経費とする。</p> |
| 消耗品費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の経費とする。</p> |
| 燃料費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う研修等に使用する機械の燃料購入に必要な経費とする。</p> |
| 印刷製本費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる文書、ポスター、パンフレット等の印刷製本の経費とする。</p> |
| 光熱水費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない）。</p> |
| 通信運搬費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない）。</p> |

| | |
|----------|--|
| 広告料 | 事業を実施するために必要となるマスメディアへの広告料の支払等に必要経費とする。 |
| 委託料 | <p>本事業の補助の目的である事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、研修の実施、監督・指導・検査、取りまとめ等）を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。</p> <p>なお、委託料の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。</p> |
| 使用料及び賃借料 | 事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない）。 |
| 資料購入費 | 事業を実施するために追加的に必要となる専門誌、書籍等の購入に必要な経費とする。 |
| 教材費 | 事業を実施するために追加的に必要となる教材等の作成・購入に必要な経費とする。 |
| 保険料 | <p>体験活動等において、様々な事故による傷害や賠償責任などを補償するため、当該活動に参加する者が保険に加入するために必要な経費とする。</p> <p>ただし、保険期間は、活動等開催日の午前0時から当該活動等終了日の午後12時までの間のうち、行事に参加するために所定の場所に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ主催者の管理・監督下にある場合に限るものとする。</p> |
| その他 | 事業を実施するために追加的に必要となる雇用に伴う社会保険料の事業主負担分の経費（「賃金」、「技術者給」を除く。）、交通費（勤務地内を移動する場合の電車代等「旅費」で支給されない経費）など、ほかの費目に該当しない経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない）。 |

林業事業体安全診断報告書

| | | | |
|----------|--|-------------|--|
| 01:事業体情報 | | | |
| 所 在 | | | |
| 名 称 | | | |
| 代表者 | | 連絡先 [電話] | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|------|-------|
| 02:労働者情報（役員、事務系職員を除く） | | | | | | | 単位:人 | |
| 区 分 | 29歳以下 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60歳以上 | 区 分 | 計 | うち新採者 |
| 主として 伐出事業 | 男 | | | | | 伐 出 | 男 | 0 |
| | 女 | | | | | | 女 | 0 |
| 主として 造林事業 | 男 | | | | | 造 林 | 男 | 0 |
| | 女 | | | | | | 女 | 0 |
| 主として その他事業 | 男 | | | | | その他 | 男 | 0 |
| | 女 | | | | | | 女 | 0 |
| 計 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 計 | 男 | 0 |
| | 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 女 | 0 |
| 合 計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 合 計 | | 0 |

| | | | | | | | |
|-----------|-------|-------------|-----|--------|-------|-------|---|
| 03:安全管理体制 | | 04:労働災害発生状況 | | | | 単位:人 | |
| 区 分 | 選任の有無 | 区 分 | ①死亡 | 休業災害 | | | 計 |
| 総括安全衛生管理者 | | | | ②1ヶ月以上 | ③4日以上 | ④4日未満 | |
| 安全管理者 | | 平成26年 | | | | | 0 |
| 安全衛生推進者 | | 平成25年 | | | | | 0 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 05:労働災害の概要（04:①若しくは②に該当するものについて記載） | |
| | |

| | |
|------------------------------|----------------------|
| 06:診断項目 | |
| I:安全管理体制の確立と安全管理者等の職務の遂行について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| II:安全点検体制の確立と安全点検の実施について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| III:作業環境の改善について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| IV:作業手順の確立と作業方法の改善について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| V:安全衛生教育の実施について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| VI:安全活動の実施について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| VII:総合所見について | |

※ 診断事項等を変更する場合は、内規として作成し、協議を行うものとする。

別紙様式第2号（第4のⅡ関係）

平成 年度「緑の雇用」現場技能者育成推進事業に係る知的財産権報告書

番 号
年月日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 林政経第 号で補助金の交付決定の通知があった「緑の雇用」現場技能者育成推進事業に関して、下記のとおり知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施要領第4のⅡの規定により報告する。

注）課題毎に記載すること。

記

- 1 課題（番号及び知的財産権の種類）
- 2 出願又は取得年月日
- 3 内容
- 4 相手先及び条件（譲渡及び実施権の設定の場合）

番 号
年月日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者名 印

平成 年度「緑の雇用」現場技能者育成推進事業交付決定前着手届

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施要領第5のⅢの規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 着手予定年月日
3. 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。